

## 地域再生法に基づく固定資産税の優遇制度

地方拠点強化税制に基づく固定資産税の特例により、令和10年3月31日までに取得した固定資産のうち次の要件に該当する場合は、固定資産税の優遇が受けられます。

|               |  |
|---------------|--|
| 制度の概要         | <p>■国の地方創生に係る施策の一環として、地方での安定した良質な雇用の創出を図り、地方への新たな人の流れを生み出すために創設された制度で、鹿屋市に本社機能に移転、又は鹿屋市内の本社機能を拡充する場合に固定資産税の優遇措置を受けることができます。</p>  |
| 対象となる事業の類型    | <p>◆移転型事業：東京23区内から本県への本社機能等の移転</p> <p>◆拡充型事業：地方にある企業の本社機能の移転・拡充<br/>         (例)・本県にある企業がその本社を拡充(増築)<br/>         ・東京23区以外に本社を置く企業が本県に移転</p>   |
| 対象地域          | <p>■「鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備計画」に定める区域</p> <p>◆移転型事業の対象区域<br/>         都市計画法上の用途地域指定区域全域、学校跡地、田崎工場適地、既存の工業団地(山神工業団地は除く。)等</p> <p>◆拡充型事業の対象区域<br/>         田崎工場適地、既存の工業団地(山神工業団地は除く。)</p>   |
| 認定を受けるための主な要件 | <p>■地方活力向上地域特定業務施設整備計画を鹿児島県に申請し、認定を受けること。</p> <p>○事業計画の認定を受けるための要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島県の地域再生計画(鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備計画)に適合すること。</li> <li>①特定業務施設(本社機能等)の整備(新增設、賃貸借、用途変更)が行われていること。</li> <li>②事業の実施地域が県計画に記載する区域内であること。</li> <li>③事業の実施期間が県計画の期間内(R15.3.31まで)であること。</li> <li>・本社機能等において常時雇用する従業員(新規雇用及び東京23区から転勤する従業員)の数が5人(中小企業1人)以上増加すること。</li> </ul> <p><u>特定業務施設(本社機能等)とは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆事務所<br/>             全社的な業務を行うもの又は複数の事務所に対する業務を行うもの<br/>             ※調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかのために使用されるもの</li> <li>◆研究所<br/>             事務者による研究開発において重要な役割を担うもの<br/>             (事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。)</li> <li>◆研修所<br/>             事業者による人材育成において重要な役割を担うもの<br/>             ※工場や店舗は対象にならないが、業種に制約はない。</li> </ul> |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>※登記簿上の「本店」である必要はない。</p> <p>○取得価格<br/>取得価格 3,800 万円以上（中小企業 1,900 万円以上）</p>  |
| 免除内容 | <p>■対象資産に対する固定資産税の全額免除</p> <p>※拡充型事業については、不均一課税を実施したのち、市独自の優遇制度により不均一課税分の課税免除を行うため、固定資産税は全額免除となります。</p>   |
| 免除期間 | <p>■対象資産に対して新たに固定資産税を課税することとなる年度から3年度間</p>  |
| 申請手続 | <p>■地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定</p> <p>1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成（事業者）</p> <p>2 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の申請（事業者 ⇒ 県）</p> <p>○申請時期<br/>工事着工前（※着工前の計画認定が必要となります。）</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</li> <li>・直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの</li> <li>・常時雇用する従業員の数を証するもの</li> <li>・その他（必要に応じ企業概要、パンフレット、計画図面等）</li> </ul> <p>○提出先・問合せ先<br/>890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号<br/>鹿児島県商工労働水産部産業立地課立地環境整備係<br/>TEL 099-286-2985</p> <p>3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の承認（県⇒事業者）</p> <p>○ 県は、申請書を受理した日から、原則として1月以内に認定に関する審査を行います。</p> <p>○ 県は、認定をしたときは、事業者に認定通知書を交付します。</p> <p>4 実施状況の報告（事業者 ⇒ 県）<br/>計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後1ヶ月以内（原則）に、県に報告する必要があります。</p> <p>■固定資産税の課税免除にかかる申請</p> <p>1 対象施設指定の申請（事業者 ⇒ 市 産業政策課）</p> <p>○申請時期<br/>計画承認を受けた施設の操業開始後</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設指定申請書（第1号様式）</li> <li>・事業概要書（第2号様式）</li> <li>・事業所敷地全体の平面図（家屋の位置と地番を確認できるもの）</li> <li>・定款</li> </ul> |

- ・法人登記簿謄本（写し）
- ・生産工程図
- ・工事請負契約書（写し）※工事がある場合
- ・売買契約書（写し）※売買がある場合
- ・対象資産の領収書等
- 【補助金を受けた場合】
- ・補助金の額が分かる書類（写し）
- 【土地が該当する場合】
- ・地籍図等（写し）
- 【家屋が該当する場合】
- ・対象家屋の平面図
- 【償却資産が該当する場合】
- ・償却資産の配置図

○提出先

産業交流部 産業政策課（本庁舎2階）

2 対象施設指定書の交付（市 産業政策課 ⇒ 指定事業者）

市は、提出のあった申請書等を審査し、対象施設に指定したときは、申請のあった事業者（以下「指定事業者」）に対し、特別措置適用対象施設指定書（第3号様式）を交付する。

3 課税免除の申請（指定事業者 ⇒ 市 税務課）

○申請期限

指定を受けた施設にかかる固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日まで

※ただし、事業年度が終了していない法人は、事業年度終了後、2ヶ月以内まで

○提出書類

- ・固定資産税課税免除申請書（第4号様式）
- ※拡充型事業は固定資産税不均一課税申請書（第5号様式）も提出
- ・所得税、法人税の確定申告書（税務署の受理が分かるページのみ）又は納税証明書（写し）
- ※電子申告の場合は、税務署の受理メールの写し
- ・減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
- ・特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- ・会社パンフレット

○提出先

総務部 税務課（本庁1階）

○その他

申請書を提出いただいた後、当該資産の現地調査をさせていただきます。

4 課税の免除の決定（市 税務課 ⇒ 指定事業者）

市は、提出のあった申請書及び提出書類を審査し、課税免除（拡充型事業については不均一課税）の可否及び免除額を決定後、指定事業者に対し固定資産税課税免除等通知書により通知します。

5 各種届出（ 指定事業者⇒ 市 税務課 ）

指定事業者は、指定の日から最後の特別措置を受ける日までの間において以下の表に該当するときは、右欄に掲げる届出書を市に提出してください。

○提出期限

提出事由が発生した日以後 20 日以内

○届出書

| 区分                       | 提出書類                        |
|--------------------------|-----------------------------|
| 対象施設指定関係書類の記載事項に変更があったとき | 記載事項変更届<br>(第 6 号様式)        |
| 指定対象施設の事業が承継されたとき        | 指定対象施設事業承継届<br>(第 7 号様式)    |
| 指定対象施設の事業の廃止又は休止があったとき   | 指定対象施設事業廃（休）止届<br>(第 8 号様式) |

6 その他

指定事業者が次のいずれかに該当したときは、対象施設の指定を取り消し、又は既に行った特別措置を取り消します。

- (1) 上記の適用要件等に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 指定時の条件に違反したとき、又は市に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 特別措置を行うために必要な報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適切であると認められるとき。